

# 個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階  
TEL:03-6457-9680(代表)

## 【交通のご案内】

- 地下鉄(丸ノ内線・千代田線) 霞ヶ関駅(A13番出口)又は国会議事堂前駅(3番出口) 徒歩約5分
- 地下鉄(日比谷線) 霞ヶ関駅(A13番出口) 徒歩約5分
- 地下鉄(銀座線) 虎ノ門駅(11番出口) 徒歩約5分

※平成28年3月に移転しました。旧住所は〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル8階です。



# 個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

業務案内 2016

# 個人情報保護委員会委員長あいさつ



特定個人情報保護委員会(平成26年1月1日設置)は、高い独立性がある監視・監督機関として、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の保護を図るため、各種委員会規則及びガイドライン等の策定、特定個人情報保護評価指針の作成及び公表並びにこれらの積極的な周知活動等に取り組み、着実に2年間の活動実績を積んでまいりました。

個人情報保護委員会は、平成28年1月1日、この特定個人情報保護委員会を改組して設けられ、日本初の個人情報保護行政の全般を担う、高い独立性がある監視・監督機関です。

個人情報保護の国際的な動向に目を向けると、独立性のある監視・監督機関の存在が大前提となり、ようやく個人情報保護に関する国際会議に正式メンバーとして参加する道筋が見えてきました。この観点からも、個人情報保護委員会の発足は、日本及び世界において大変重要な意味を持つと考えており、今後プライバシー外交を積極的に展開していきたいと考えております。

これから、個人情報保護委員会は、改正個人情報保護法の全面施行(改正法の公布の日(平成27年9月9日)から2年以内)に向けて、特定個人情報保護委員会での経験を踏まえながら、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進、委員会規則・個人情報保護ガイドライン等の策定及びこれらの周知活動等に取り組んでまいります。

取り組むべき課題は多々ありますが、委員会の委員・事務局職員一同、強い使命感を持って、課題解決に向けて鋭意努力してまいります。

私は、半世紀以上にわたる研究、個人情報保護に関する日本の全ての立法のプロセスの一端に携わってきた経験も生かしながら、職責を果たしてまいります。

今後とも御指導・御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

個人情報保護委員会委員長  
堀部 政男

## CONTENTS

### 目次

#### ● 個人情報保護委員会

個人情報保護委員会の組織理念	3
個人情報保護委員会設置の経緯	4

#### ● 個人情報保護制度とは

個人情報保護制度の概要	5
-------------	---

#### ● マイナンバー制度とは

マイナンバー制度の概要	9
-------------	---

#### ● 個人情報保護委員会とは

個人情報保護委員会の役割	11
特定個人情報保護評価	13
特定個人情報の取扱いに関する監視・監督	14
広報	15
国際協力	17
お問合せ相談窓口	18

#### 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。

#### 特定個人情報とは

マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報のことをいいます。

### 個人情報保護委員会委員

委員長	堀部 政男	元一橋大学法学部教授
委員(常勤)	阿部 孝夫	元川崎市長
委員(常勤)	嶋田実名子	元花王(株)理事
委員(常勤)	熊澤 春陽	元(株)日本経済社執行役員経営企画室長
委員(常勤)	丹野美絵子	元(独)国民生活センター理事
委員(非常勤)	手塚 悟	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
委員(非常勤)	加藤 久和	明治大学政治経済学部教授
委員(非常勤)	大滝 精一	東北大学大学院経済学研究科教授
委員(非常勤)	宮井真千子	パナソニック(株)客員

# 個人情報保護委員会の組織理念

～個人情報の利活用と保護のために～

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報(特定個人情報を含む。)の適正な取扱いの確保を図ることです。私たちは、これを十分認識し職務を遂行すべく、ここに組織理念を掲げます。

## 1 個人情報の利活用と保護のバランスを考慮したルール策定の策定

民間企業、消費者及び有識者等から広く意見を聴取し、民間企業や個人の経済・社会活動の実態を踏まえ、個人情報の利活用と保護のバランスを考慮したルールの策定に取り組みます。また、取り扱う個人データ数の少ない事業者が新たに法の対象となることから、小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮します。

## 2 特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督

我が国の行政の重要な社会基盤(インフラ)であるマイナンバーが行政機関等や民間企業において適正に取り扱われるよう、指導・助言、検査を適時適切に行うなど、効率的かつ効果的に監視・監督活動を行います。

また、専門的・技術的知見を有する体制を整備し、関係機関と緊密に連携してマイナンバーのセキュリティの確保に取り組みます。

さらに、マイナンバーを利用する行政機関等が総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度(特定個人情報保護評価)の適切な運営に取り組みます。

## 3 多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信を通じた広報・啓発

様々な情報源から得られる情報を総合的に活用して、多様な観点から検討を行い、分かりやすい情報を広くタイムリーに発信するなど、個人情報の利活用と保護についての広報・啓発に取り組みます。

## 4 国際協力関係の構築を視野に入れた取組

経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際協力関係の構築を視野に海外の個人情報保護機関との情報共有に努めます。また、諸外国の制度・執行に関する調査・研究に取り組みます。

## 5 幅広い専門性を確保するための多様な人材の活用と育成

職務の遂行に当たって、職員の多様な専門性や知見を活用するとともに、法制度・執行、情報セキュリティ、国際連携等幅広い専門性を確保するための人材の育成に取り組みます。



個人情報保護委員会

# 個人情報保護委員会 設置の経緯

年号	マイナンバー関係 マイナンバー法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	個人情報保護関係 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律
2003		2003.5 個人情報保護法成立、公布
2004		2004.4 「個人情報の保護に関する基本方針」 閣議決定
2005		2005.4 個人情報保護法全面施行
2008		2008.4 「個人情報の保護に関する基本方針」一部変更 (過剰反応への配慮、プライバシーポリシー等の促進等)
2009		2009.9 「個人情報の保護に関する基本方針」一部変更 (個人情報保護法の所管が内閣府から消費者庁に)
2011	2011.1 政府・与党社会保障改革検討本部において、 「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」を決定  2011.6 個人情報保護ワーキンググループ(堀部政男座長)において、 ・社会保障・税番号制度における個人情報保護方策について 大綱に盛り込むべき事項をまとめる ・「個人情報保護ワーキンググループ報告書」を公表 政府・与党社会保障改革検討本部において、 「社会保障・税番号大綱」を決定	
2012	2012.2 マイナンバー関連3法案を閣議決定、 第180回通常国会に提出	
2013	2013.3 与野党による修正協議を踏まえ、マイナンバー関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出  2013.5 マイナンバー関連4法成立、公布	2013.6 「パーソナルデータに関する検討会」設置 (高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (以下「IT総合戦略本部」))  2013.12 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」 (IT総合戦略本部決定)
2014	2014.1.1 特定個人情報保護委員会発足	2014.6.24 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」 (IT総合戦略本部決定)
2015	2015.10.5 マイナンバー法 施行  2015.3.10 個人情報保護法及びマイナンバー法の改正法案を閣議決定、第189回通常国会に提出 2015.9.9 個人情報保護法及びマイナンバー法の改正法 公布	
2016	2016.1.1 「特定個人情報保護委員会」から「個人情報保護委員会」に改組 (個人情報保護法の所管が消費者庁から個人情報保護委員会に)	

個人情報保護法は、個人情報  
個人の権利利益を保護するこ

の有用性に配慮しながら、  
とを目的としています。

## 個人情報保護法の目的



平成28年1月1日から個人情報保護法は個人情報保護委員会  
が所管しています。

個人情報保護法に関する監督・命令等の権限が個人情報保護  
委員会に一元化されるまでの間、<sup>(※1)</sup> 個人情報保護委員会は、  
政令の検討を行い、規則・ガイドライン等を定めます。

➔ 「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)は、平成15年5月に公布されまし  
たが、その後の情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化を踏まえ、平成27年  
9月に改正個人情報保護法(以下「改正法」又は「法」といいます。)が公布されました。<sup>(※2)</sup>

(※1) 個人情報保護法に関する各主務大臣の監督・命令等の権限が個人情報保護委員会に一元化されるのは、改正法の全面施行時(公布から2年以内の政令で定める日)となります。

(※2) 改正の概要については、次ページ以降をご参照ください。なお、次ページ以降に記載する改正の概要は、平成27年12月時点の内容のため、最新の情報については、個人情報保護委員会HP(<http://www.ppc.go.jp/>)をご参照ください。

私たちの個人情報は、個人情報保護法  
その他の法律・ガイドライン等によって守られています。



現在の個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ  
参考



(※1) 個人情報の保護に関する法律

(※2) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(※3) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

(※4) 個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

(※5) この他、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めています。

### 改正のポイント

! 改正前の個人情報保護法では、上の図のように事業分野ごとに担当大臣が事業者を監督していますが、改正後は、事業者の監督権限が個人情報保護委員会に一元化されるため、個人情報保護委員会が全ての分野に共通に適用されるガイドラインを策定します。これにより、分野横断的な事案にも迅速・柔軟な対応が可能となります。

# 個人情報取扱事業者には、守らなければならないルール があります。

## 「個人情報」とは？

- 「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」(法2条)をいいます。
- 個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報を、特に「個人データ」といい、そのうち、事業者が開示等の権限を有し、6か月以上にわたって保有する情報を、特に「保有個人データ」といいます。

### 個人情報

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの

### 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

### 保有個人データ

個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ

## 個人情報取扱事業者が守るべきルールは？

### → 取得・利用

適正な取得(法17条)  
利用目的の特定・目的外利用の禁止・取得時の利用目的の通知又は公表(法15、16、18条)

#### 改正のポイント

利用目的の変更制限の緩和等

### → 管理

個人データの正確性の確保(法19条)  
個人データの安全管理措置(法20条)  
従業員や委託先の監督(法21、22条)

#### 改正のポイント

不要となった個人データは遅滞なく消去

### → 第三者への提供

個人データを第三者に提供する際には、原則として本人の同意が必要(法23条)

#### 改正のポイント

- 個人データの第三者提供時・受領時の記録作成が必要(受領時には相手方等の確認も)
- オプトアウト<sup>(※1)</sup>により第三者提供する際には個人情報保護委員会に事前届出が必要
- 外国の第三者への提供に関する規定の整備

### → 本人への対応

開示・訂正等の求めへの対応(法24～30条)<sup>(※2)</sup>  
苦情の適切かつ迅速な処理(法31条)<sup>(※3)</sup>

#### 改正のポイント

開示・訂正等の求めが裁判所に訴えを提起できる請求権であることを明確化(但し、事前に事業者への請求が必要)

(※1) オプトアウトによる第三者提供: 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、個人データを第三者に提供する旨・提供するデータ項目・求めに応じて提供を停止する旨・提供方法等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いたうえで、本人の同意を得ることなく第三者に提供すること。

(※2) 改正後は27～33条

(※3) 改正後は35条

## 「個人情報取扱事業者」とは？

- 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等(紙媒体、電子媒体を問わず、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの)を事業活動に利用している者のことをいい、個人情報保護法に定める各種義務が課されています。

### 改正のポイント

- ! 改正前の個人情報保護法では、事業活動に利用している個人情報が5,000人分以下の事業者は、「個人情報取扱事業者」から除外され、義務の対象から除外されていました。しかし、インターネットの急速な普及等により、取り扱う個人情報に係る個人の数が少なくても個人の権利利益を侵害するリスクが高まっていることから、改正後は、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者についても個人情報保護法の義務の対象となるため、注意が必要です。



参考

### 改正法に導入された新しい定義

改正法では、「個人情報の定義の明確化」「機微情報への配慮」「適切な規律の下でのビッグデータの活用促進」等を目的として、新たに以下の定義が設けられました。

#### ●個人識別符号

①身体の一部の特徴をデータ化した文字、番号、記号その他の符号や、②サービスの利用者や個人に発行される書類等に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもので、これが含まれるものは「個人情報」となります。例えば、指紋認識データや免許証番号等が定められることが想定されます。

#### ●要配慮個人情報

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する個人情報。具体的には「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実」が改正法で要配慮個人情報として定められ、これらを含む個人情報の取得には原則本人の同意が必要となります。

#### ●匿名加工情報

特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように個人情報を加工したもの。一定の規律(安全管理措置・公表・本人を識別する目的で他の情報との照合禁止等)の下で、ビッグデータの更なる利活用が可能となります。

# マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する新しいインフラです。

マイナンバー(個人番号)の利用範囲は、社会保障、税、災害対策の分野に限られますが、民間企業でもマイナンバー(個人番号)を取り扱います。

## 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことが可能となります。



## 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

## 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減。また、行政機関などが持っている自分の情報を確認することや、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることが可能となります。

## 社会保障

年金 労働 医療 福祉

- 年金の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護 など

## 税

- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 など

## 災害対策

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務 など

マイナンバー制度により、所得などの情報を正確に照会することが可能となり、医療・年金・介護などの情報と所得情報とを連携させることで、所得額に応じたきめ細かな社会保障制度を構築することが可能となります。

マイナンバー制度は、災害対策に関する分野においても利用することができます。災害時には、マイナンバー(個人番号)が迅速な被災者支援活動に役立ちます。

マイナンバー(個人番号)の漏えい・悪用を防ぐため、マイナンバー法では厳しい保護措置が義務付けられています。

## マイナンバー制度における安心・安全の確保 「マイナンバー(個人番号)に対する国民の懸念」

- マイナンバー(個人番号)を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかという懸念
- マイナンバー(個人番号)の不正利用等(例:他人のマイナンバー(個人番号)を用いた成りすまし)等により財産その他の被害を負うのではないかという懸念
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバー(個人番号)をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかという懸念



## 制度面における保護措置

- ①本人確認措置(個人番号の確認・身元(実存)の確認)
- ②マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- ③特定個人情報保護委員会(平成28年1月1日からは個人情報保護委員会)による監視・監督
- ④罰則の強化
- ⑤マイナポータルによる情報提供記録の確認

平成26年1月1日に、マイナンバー制度の安心・安全を守るため、「特定個人情報保護委員会(平成28年1月1日からは個人情報保護委員会)」が発足しました。

個人情報保護委員会の業務役割については、次ページ以降をご覧ください。

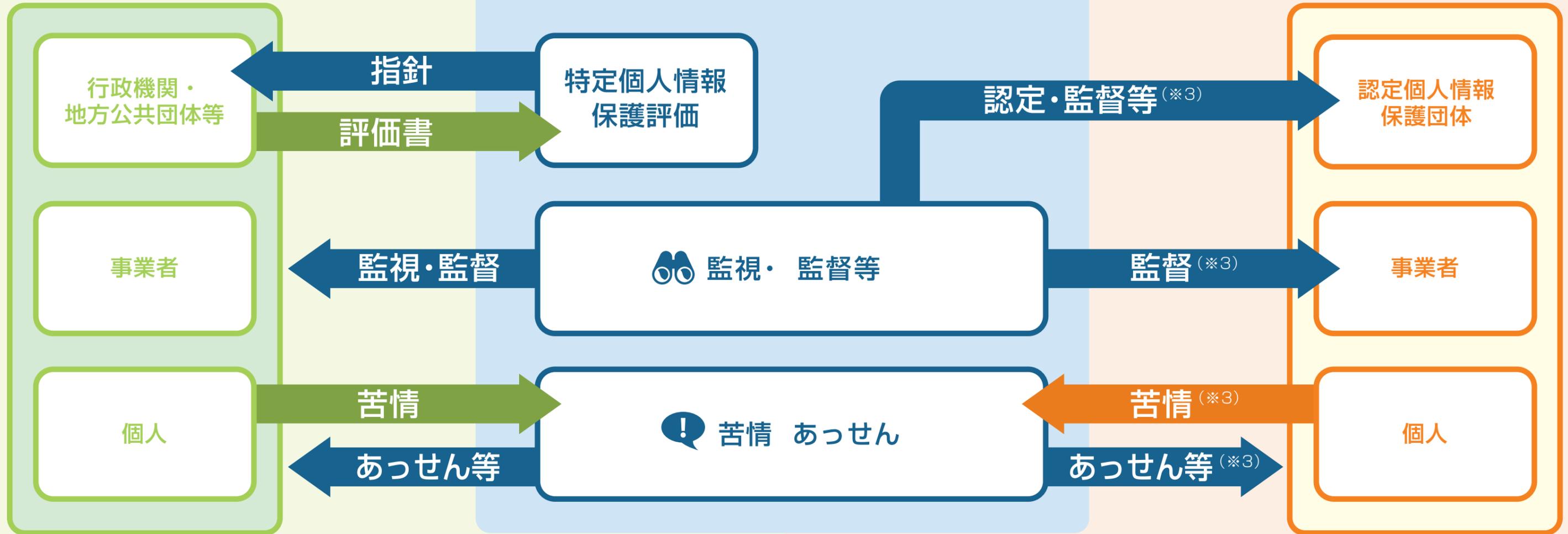
### 個人情報保護委員会

- ➡ 個人情報保護の基本方針の策定・推進
- ➡ 広報啓発
- ➡ その他(国会報告・調査等)
- ➡ 国際協力

### マイナンバー法<sup>(※1)</sup> 関係

### 個人情報保護法<sup>(※2)</sup> 関係

行政機関・地方公共団体における個人情報の取扱いは、各々「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び各地方公共団体の条例によって、それぞれ定められています。



(※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(※2) 個人情報の保護に関する法律

(※3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日(公布から2年以内)から開始されます。

## 特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、その取扱いについて自ら評価するものです。行政機関や地方公共団体の長などは、事前に特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言することとされています。これにより、特定個人情報の漏えいを未然に防止するとともに、国民の信頼を確保することを目的としています。
- 特定個人情報とは、マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報のことをいいます。
- 個人情報保護委員会においては、行政機関や地方公共団体の長などが特定個人情報保護評価を行う際の内容や手続を定めた「特定個人情報保護評価指針」を作成し、公表しています。

## 特定個人情報保護評価の流れ

特定個人情報ファイルを保有する前に評価を実施

プライバシー等の権利利益に及ぼす影響度合いが大きいものには特に詳細な評価が行えるよう、  
①対象人数 ②取扱者数 ③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、実施すべき評価の種類を判断

## 基礎項目評価

基礎的な項目のみ評価

## 重点項目評価

主要な項目について評価

全項目評価<sup>(※1)</sup>

詳細な項目について評価

(※1) ①行政機関においては、国民の意見聴取と個人情報保護委員会の承認が必要  
②地方公共団体においては、住民などの意見聴取と第三者点検が必要

## 評価書を作成し、個人情報保護委員会に提出、公表

特定個人情報保護評価書を検索・閲覧できる「マイナンバー保護評価Web」をご参照ください。

<http://www.ppc.go.jp/mynumber/>

## 監視・監督

## ガイドラインなどの公表

行政機関や事業者などが特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として、ガイドラインやQ&Aなどを公表しています。

## 指導・助言

行政機関や事業者など特定個人情報の取扱者に対して、特定個人情報の取扱いに関する必要な指導・助言を行います。

## 法令違反に対する勧告・命令

特定個人情報の取扱いに際して法令違反があった場合、違反行為者に対して必要な措置をとるよう勧告し、勧告に正当な理由がなく従わない場合は、命令することができます。また、個人の重大な権利利益を侵害するような事例など緊急の必要性がある場合は、勧告を経ずに命令をすることがあります。

## 報告徴収・立入検査

特定個人情報の取扱者に対して、必要な報告や資料の提出を求めたり、事務所などへの立入検査を行います。

## 情報提供ネットワークシステムの構築などに関する措置要求

情報提供ネットワークシステムをはじめとする、特定個人情報の取扱いに利用される情報システムの構築や維持管理に関して、合理化、効率化を図った上でその機能の安全性と信頼性を確保するよう、総務大臣などに対して必要な措置を実施するよう求めることができます。

## 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

## Point

- ➡ マイナンバー（個人番号）の利用、提供、収集・保管は、法令に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行う場合に限定されています。
- ➡ 行政機関や事業者などは、マイナンバー（個人番号）及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、従業者を監督し、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ➡ 行政機関や事業者などには、委託先に対する法律上の監督責任があります。

- 個人情報保護委員会では、事業者編（（別冊）金融業務編を含む）、行政機関等・地方公共団体等編の2つのガイドラインを作成し、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- ガイドラインの安全管理措置では、中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

特定個人情報については、従来の個人情報とは異なる取扱いが求められます。マイナンバー（個人番号）を取り扱う前に、ぜひガイドラインをご一読ください。

ウェブサイトや各種広報誌により、個人情報の保護・活用、特定個人情報の保護の重要性を広く周知するとともに、事業者や関係機関向け説明会の開催、講師の派遣など、本制度の広報・啓発活動を行っています。

## 個人情報保護委員会 ウェブサイト

個人情報保護制度、ガイドライン資料、特定個人情報保護評価に関する解説など、幅広い情報を提供しています。

<http://www.ppc.go.jp/>

個人情報保護委員会

検索



(トップページ)

## 委員会開催状況

開催された委員会会議の内容をご覧ください。



## ガイドライン資料

概要をまとめた資料です。会社等の研修等でご利用いただけます。



## 個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム

平成27年9月に公布された改正個人情報保護法の内容を踏まえ、安心して豊かな社会の実現に資する個人情報の保護と利活用について考えるために、シンポジウムを開催しました(平成28年2月29日開催。約600名が参加)。



詳細は、<http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>をご覧ください。

## マイナンバー保護評価システム

特定個人情報保護評価書を閲覧・検索できます。

<http://www.ppc.go.jp/mynumber/>



## 事業者に対するマイナンバー ガイドラインの説明会

平成28年1月末までに計387回、約62,300人が参加



近年の情報通信技術の進展と企業活動のグローバル化により、個人情報を含む大量のデータの国境を越えた流通が増えていることから、国際的な会議や地域的な枠組みへの参加により国際的に整合性のとれた個人情報に係る制度を構築するとともに、外国の執行当局との協力を通じて、国境を越えて流通した個人情報の適切な取扱いを確保することが不可欠となっています。

個人情報保護委員会は、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議、経済協力開発機構(OECD)デジタル経済政策委員会デジタルセキュリティ・プライバシー作業部会、アジア太平洋経済協力(APEC)貿易・投資委員会電子商取引運営グループ、アジア太平洋プライバシー執行機関フォーラムなどの国際会議に出席しているほか、外国の執行当局との良好な協力関係を構築することにより、個人情報の適切な取扱いの確保を図っています。



フランス共和国のファルク=ピエロタン情報と自由に関する国家委員会会長(右)と堀部委員長(平成26年6月)



アメリカ合衆国のラミレス連邦取引委員会委員(左)、パンゼラ同顧問(右)、堀部委員長(平成26年11月)



英国のロンドン大学スクール・オブ・エコノミクスของワイトリー博士(左)と嶋田委員(平成27年6月)



カナダのテリアンプライバシー・コミッショナー(右)と阿部委員(平成27年9月)



ペルーにおいて委員会発足の概要を説明する熊澤委員(平成28年2月)



アメリカ合衆国のクレイバーン連邦通信委員会委員(左)と宮井委員(平成28年3月)

## 個人情報の取扱いについての質問

個人情報保護法の解釈や制度一般に関する疑問にお答えするため、電話による質問ダイヤルを設置しています。

### 個人情報保護法 質問ダイヤル

電話番号 **03-6457-9849**

受付時間 9:30 ~ 17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

※個人情報の取扱いについての苦情は下記などにご相談ください。

事業者の苦情受付窓口

消費生活センターなど地方公共団体の窓口

認定個人情報保護団体

国民生活センター

## 特定個人情報の取扱いについての苦情

特定個人情報の取扱いに関する苦情をあっせんするため、電話による苦情あっせん相談窓口を設置しています。

### マイナンバー 苦情あっせん相談窓口

電話番号 **03-6457-9585**

受付時間 9:30 ~ 17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

※必要であれば、苦情の相手方に対し、何らかの対応を求めることができるほか、両当事者の間に立ってあっせんを行うこともできます。



### 不審な電話や訪問にご注意ください!

個人情報保護委員会では、行政機関やマイナンバー制度をかたる不審な電話や訪問等に関して、注意喚起を行っています。そのため、消費者庁や国民生活センター、警視庁等からの情報提供も受けています。

※マイナンバー制度についての質問は下記までご相談ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル  **0120-95-0178**